

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されます

「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年5月29日に公布され、6か月以内の施行が予定されています。

背景

- ◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割(平成17年:75%)にする目標(「地震防災戦略」(中央防災会議決定(H17)))の達成には、耐震化を一層促進することが必要。(現行の耐震基準は昭和56年6月に導入)
- ◆ 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。(南海トラフの巨大地震の被害想定(H24.8内閣府):建物被害約94~240万棟、死者数約3~32万人)

建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

改正案の概要

■ 建築物の耐震化の促進のための規制強化

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

平成27年末まで



地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

地方公共団体が指定する期限まで



都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物



(現行制度)

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

耐震改修の指示(従わない場合にはその旨の公表)



倒壊等の危険性が高い場合

建築基準法による改修命令等

(※)東日本大震災後のA市役所の損傷状況

全ての建築物の耐震化の促進

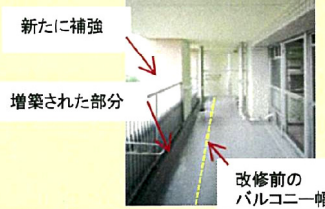
○マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

■ 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工種の拡大及び容積率、建ぺい率の特例措置の創設。

【新たに認定対象となる増築工事の例】



耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

改修前のバルコニー幅

耐震技術者等派遣事業を実施しています(活用のお願い)

県では、耐震診断・耐震改修に関する研修会等における講演や専門的な相談に応じられる技術者等を派遣する事業を実施しています。

積極的な活用をお願いします。

県建築課建築審査係 TEL 0742-27-7561 までご連絡ください。



発行日：平成25(2013)年7月

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築課
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL：0742-27-7561
FAX：0742-27-7790

奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会

No.15 平成25(2013)年7月発行

ニュースレター

○ 平成25年度総会を開催しました

○ 「予想される巨大地震と被害想定について」と題して河田恵昭氏による講演会を開催しました

○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されます

○ 『耐震技術者等派遣事業』を実施しています(末頁参照)

詳細は奈良県建築課のHPをご覧ください。

奈良県耐震化協議会 検索

◆ 総会を開催しました

○ 日 時：平成 25 年 6 月 21 日（金）

○ 場 所：奈良県中小企業会館
4階大会議室

● 当日は、協議会参画26団体の委員及び県庁内関係課（室）の出席のもと、以下の議案の審議を行いました。

《議案1》平成24年度活動報告について

《議案2》平成25年度活動計画（案）
について

《議案3》奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会規約改正（案）について

これらの審議を行い、議案は全会一致で承認されました。

● お知らせ

- ・改正耐震改修促進法について（末項参照）
- ・民間建築物の耐震化に関する支援策について
- ・耐震技術者等派遣事業について（末項参照）

平成25年度 活動計画

●奈良県

【民間建築物】

① 建築物の耐震化普及事業の実施

- ・住民セミナー等の開催支援
- ・なら県政出前トークの実施
- ・パンフレット類の配布
- ・ニュースレターの配布 等

② 既存木造住宅耐震診断支援事業の実施

- ・300戸、4.5万円/戸を補助

③ 既存木造住宅耐震改修支援事業の実施

- ・100戸、50万円以上の耐震改修工事に20～50万円/戸を補助

④ 特殊建築物等耐震診断支援事業の実施

- ・1棟、200万円/棟を限度に精密な耐震診断に要する費用の2/3を補助

⑤ 耐震技術者等派遣事業の実施

- ・研修会・相談会等に耐震技術者を派遣

⑥ 建築物の耐震改修の促進に関する法律改正に伴う、奈良県耐震改修促進計画の見直し作業等

【公共建築物】

⑦ 県有建築物の耐震改修プログラムに沿った耐震化促進

●市町村

⑧ 各市町村耐震改修促進計画の策定に努めるとともに、①～④の事業実施が図れるよう努める

●建築物所有者管理者団体等

⑨ ①の事業実施に向けて団体会員への周知に努める。④及び⑤の事業の活用が図られるよう団体会員への周知に努める。

●建築関係団体

⑩ 連携して活動計画が円滑に実施されるよう努める

問合せ先：県建築課建築審査係 0742-27-7561



◆ 総会に引き続き、講演会を開催しました。

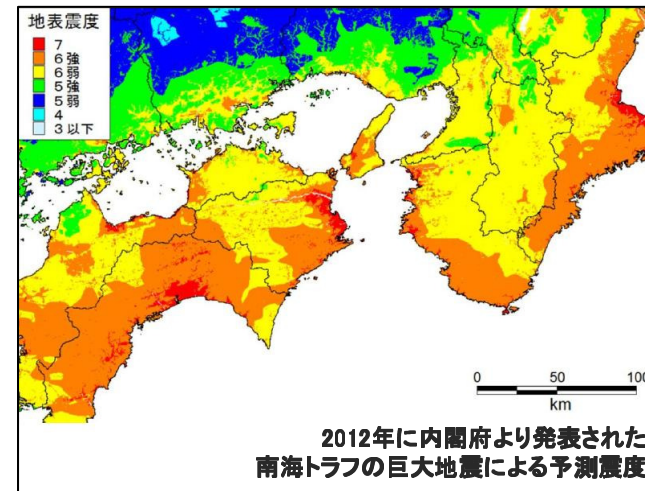
演 題：予想される巨大地震と被害想定について

講 師：河田 恵昭 氏

関西大学理事・社会安全学部・社会安全研究センター長・教授・工学博士
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長



過去に発生した大地震による被害を踏まえ、今日発生が危惧されている南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が広域で想定されること、また、奈良県においては他被災都府県に比べ被害が少ないため、周辺府県への支援が優先され、被災直後に十分な支援が望めないということ、そのため、平時からの災害に強い社会構造づくり、減災への取り組みが大切であることをご講演いただきました。



中国・四国地方の住宅全壊棟数との比較

県名	揺れ	液状化	津波	土砂崩壊	火災	合計
奈良	26,000	5,000	—	200	900	32,000
大阪	59,000	16,000	700	100	41,000	117,000
岡山	18,000	5,200	1,080	200	11,000	35,000
広島	11,000	12,000	1,900	300	1,100	25,700
山口	1,300	3,000	900	50	50	5,200
徳島	90,000	4,400	11,600	500	22,000	128,600
香川	37,000	4,600	1,600	100	12,000	55,800
愛媛	117,000	7,400	11,600	400	53,000	189,600
高知	167,000	1,400	50,600	1,100	22,000	241,600

防災体制の基本

- 自分の命は自分で守る。（自助）
- まちの安全はみんなで守る。（共助）
- 地域のインフラ整備を進める。（公助）



パートナーシップ
自助：共助：公助=7：2：1

「減災」とは

- 被害をゼロにできる見込みが明らかでない場合、被害の最小化（起こった直後と復旧過程を含む）を目指し、一人でも犠牲者を少なくするように努力する。（積み上げ方式）
- 基本は事前のハード対策（例：堤防や護岸のかさ上げや耐震補強）であり、足りないところを事前と事後のソフト対策（率先避難、災害情報の活用など）で補う。
- ハード対策のマネジメントはソフト対策に含まれるのでハード対策はソフト対策に含まれる。
- 事前対策と事後対策を組み合わせ、総被害を減らす。「減災」を災害対策基本法で位置づける必要がある。